

里親制度とは・・・

お父さん、お母さんの病気や仕事、経済苦など、様々な事情により家庭で生活することのできない子どもがたくさんいます。そのような子どもを、児童福祉法に基づき家庭に迎え入れて、あたたかい愛情のもとで養育する公的な制度です。

養育里親

養育里親

親が病気で入院したり、様々な事情があって家庭で養育できない子どもを、子どもが親と住めるようになるまでの間、あるいは、社会自立するまでの一定期間養育する里親。
(短期：1年以内の短期間子どもを預かる里親。週末・季節：児童福祉施設入所児童を対象に土日、夏休みなどに一時的に家庭体験させる。)

専門里親

被虐待児、非行児童等を預かり専門的に援助する里親。

養子縁組里親

養子縁組を前提に子どもを預かる里親

特別養子縁組

6歳未満の子どもで夫婦どちらかが25歳以上で、子どもとの年齢差が概ね45歳までとする。家庭裁判所の審判により特別養子縁組が成立すると子どもと実親は法的に断絶され、新たに子どもと養子が親子として戸籍上記載される。

普通養子縁組

子どもを育てたい、育ててもらいたいという双方の合意で成立する。法律上は緩やかな制度で子どもには両方の親（実親、養親）の相続や扶養義務が残る。子どもが幼いときには家庭裁判所の許可が必要。

親族里親

一定条件を満たす民法上の扶養義務のある親族が要保護児童を預かる里親。

養子縁組里親さんからのメッセージ

子どもは産めなくても育てられる選択があることを知って、夫婦2人の生活にピリオドを打ち、親になる決意を固めました。はじめて出会った時、あどけない表情で不思議そうに私たちのことを見つめていました。施設での実習は最初上手に甘えられず不安だったけれど、回数を重ねるごとにこやかな表情に変わってきました。委託後は毎日ずっと一緒に生活がスタートしました。特別養子縁組が完了して我が子となった感動はすぐに忘れません。いつも「この子でよかったなあ」と夫婦でしみじみ語り「あなたは私たちの宝よ」と語りかけ日々成長していく子の姿を通し親力も育ちお互いたくましくなっています。

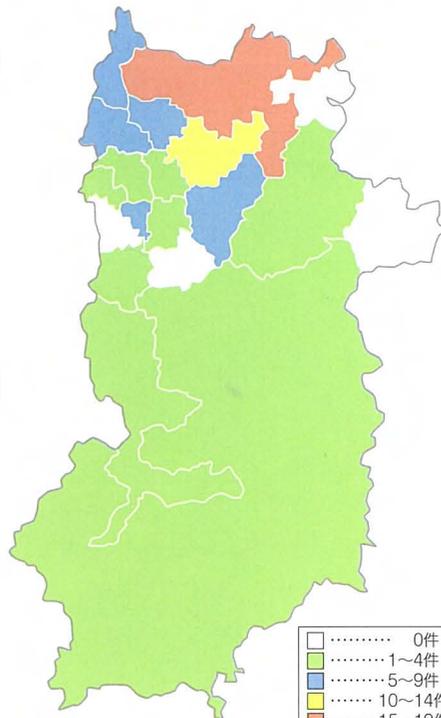
奈良県で里親登録をしている人の状況

中央子ども家庭相談センター

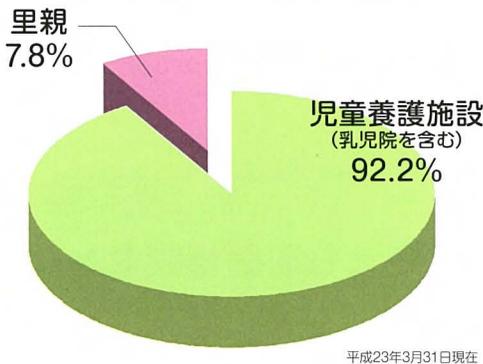
- 奈良市
- 大和郡山市
- 天理市
- 桜井市
- 生駒市
- 宇陀市
- 生駒郡
- 磯城郡

高田子ども家庭相談センター

- 大和高田市
- 橿原市
- 五條市
- 御所市
- 香芝市
- 北葛城郡
- 吉野郡



奈良県の要保護児童の状況



※要保護児童とは保護者のいない児童または保護者に養育させることが不相当であると認められる児童をいいます。

里親の状況はどうでしょう

① 現在、里親登録している人はどれくらいいるのですか？



② 毎年、何人の子どもが新たに里親委託されているのですか？



③ 現在、里親の家庭で生活している子どもは何人いますか？



養育里親さんからのメッセージ

54歳で仕事をしています。長男は結婚して独立し、会社員の息子ふたりとの3人家族です。夫は15年前に他界、里親制度の改正があって単身者も里親登録できるようになりました。私は、週末里親を経験してその後、高校生の男児を預かりました。その子3月からは社会人になり元気に働いています。時々メールをしたり差し入れをするのが楽しみです。

4月から高校生の男児の委託を受け、今ちょっと手を焼いています。ここは次男の力を借りながら我が家の生活に慣れるのを見守っています。決して特別なことはしていません。この感動を味わってみませんか！

里親に関するQ&A

Q. 私にもできますか？

A. もちろんできますよ！里親研修を受けていただき、一定の要件を満たしていれば、特別なことをしていただく必要はなく、家族の一員として迎え入れてください。里親交流会（おしゃべり広場）や研修会では、経験豊かな先輩里親さんから話を聞けます。また、養育上困ったときには、こども家庭相談センターが支援します。

Q. どんな子がくるのか不安です

A. そうですね。里親さんと同様、子どもも不安を感じています。こども家庭相談センターは子どもにとって一番相応しい里親さんをさがそうとします。子どもは誰でも「お父さん」「お母さん」と呼べる存在を求めています。

Q. 子どもにかかる費用は支給されるのですか？

A. 生活費、学校教育費、医療費、里親手当などが公費で支給されます。また万一、養育中の子どもが事故に遭ったり、事故などを起こして賠償責任が生じた場合は保険による保障がうけられます。

Q. 子どもの年齢や性別を選べますか？

A. 選べます。家族構成や家庭の状況に応じて事前に希望を聞かせていただきます。

Q. 年末年始や夏休み、土日だけでもいいですか？

A. いいですよ。児童養護施設などの子どもを一時的に家庭体験させるためのふれあい里親の制度があります。



下記までお気軽にお問い合わせください

中央こども家庭相談センター

〒630-8306 奈良市紀寺町833

TEL.0742-26-3788

【管轄地域】

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、宇陀郡



※市町村合併により、市町村名が変更になる場合もあります。

高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中17-6

TEL.0745-22-6079

【管轄地域】

大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北葛城郡、吉野郡

あなたを待っている
こどもがいます



あなたもはじめませんか？



奈良県